

2010年10月20日改訂

【特定安全教育トレーナ資格について】

- (1) SEAJ 推奨サービス安全教育の特定安全教育には次の2つある。
- I. ガスの安全教育
 - II. 作業リーダ教育
- (2) ただし、受講者対象者に半導体製造に使用するガス取り扱い作業、或いは作業リーダがない場合は、特定安全教育トレーナ資格取得は必要としない。

I. ガスの安全教育

1. トレーナ資格取得の要件

- (1) 所属する会社からのトレーナ候補とする旨の推薦状を有する者
- (2) SEAJ 推奨安全教育に関するトレーナ資格を有する者
- (3) (特殊材料ガス保安講習) 高圧保安協会の修了者
- (4) 又は、次の業務で経験3年以上の業務履歴のある者、且つ、所属長により業務履歴の確認を受けた者
 - 1) 経験3年以上の業務履歴とは高圧ガス保安法に規定されるガス(特定/特殊高圧ガス含む)及びガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る下記の作業の履歴です。
 - ① 高圧ガスボンベの運搬・交換作業
 - ② 除害カラムの運搬・交換作業
 - ③ ガス関連工事・修理・点検・保守作業
 - ・ガス配管工事全般
 - ・ガス検知器関連 (メンテナンスや校正作業含む)
 - ・ガス流動部分の部品交換・修理
 - ・プロセスシーケンス/インターロック及びソフトの変更等
 - ・ガス製造プラント及び関連項目の管理
 - ④ 製造装置及び付属設備の立上げ/立下げ・修理・保全・解体作業
 - ⑤ 短期間の突発修理及び、年単位の保守・メンテ作業をも対称とする。

2. 手続き要件

- (1) トレーナ資格取得希望者は次の書類を SEAJ 事務局へガスの安全教育トレーナ養成コースの申し込み時、或いは修了日までに提出をする。

ただし、(特殊材料ガス保安講習)高圧保安協会の未修の場合は、修了証写しを SEAJ 事務局へ提出し場合、その修了日からトレーナの資格としての効力が生じる。

- 1) 所属する会社からのトレーナ候補とする旨の推薦状
- 2) (特殊材料ガス保安講習)高圧保安協会の修了証の写
- 3) または、高圧ガス保安法に規定されるガス(特定/特殊高圧ガス含む)及びガスの特性が不活性であっても高圧容器を使用する場合にもそれらに係る作業経験が3年以上あることを所属長が確認をした業務履歴確認書

II. 作業リーダ教育

1. トレーナ資格取得の要件

- (1) 所属する会社からのトレーナ候補とする旨の推薦状を有する者ので、安全教育専門委員会がトレーナ資格取得を認めた者
- (2) SEAJ 推奨安全教育に関するトレーナ資格を有する者
- (3) RST 及び労働安全衛生法 60 条の職長教育修了者
- (4) または、事業場において、安全に関する監督或いは直接に作業員の作業を指揮監督する業務経験が3年以上のある者、且つ、所属長により業務履歴の確認を受けた者

2. 手続き要件

- (1) トレーナ資格取得希望者は次の書類を SEAJ 事務局へ作業リーダ安全教育トレーナ養成コースの受講申し込み時前に提出をしなければならない。ただし、職長教育が未修である場合、修了証写しを SEAJ 事務局へ提出し場合、その修了日からトレーナの資格としての効力が生じる。
 - 1) 所属する会社からのトレーナ候補とする旨の推薦状
 - 2) 職長教育の修了証の写
 - 3) または、事業場において、安全に関する監督或いは直接に作業員の作業を指揮監督する業務経験が3年以上のあることを所属長が確認をした業務履歴確認書

以上